

写

埼労発基 0821 第 1 号  
令和 2 年 8 月 21 日

埼玉地方最低賃金審議会  
会 長 佐野 勝正 殿

埼玉労働局長  
増田 嗣郎

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 1 2 条による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

（※別添は、資料 1 及び資料 2）